

論文

日本における男性対象の ジェンダー政策の可能性 (1)

——男性対象の取り組みにもとづいて——

大 東 貢 生

〔抄 録〕

この小論の目的は、行政が実施した男性対象のジェンダーに関する取り組みについて概観することで、日本における男性対象のジェンダー政策の現状と課題を検討することにある。そのため男性対象のジェンダー政策とその具体的な取り組みとして「計画上の位置付け」「男性対象のジェンダー講座」「父親支援」「男性相談」「男性・父親グループ活動支援」それぞれの先行研究等をまとめた。結果、日本における男性対象のジェンダー政策は、第三次男女共同参画基本計画において「男性にとっての男女共同参画」が施策の方向とされることによって、より広範に認知され政策展開された。しかし実際の政策の展開や具体的な取り組みについての言及や検証があまりなされていないこと、今後の検証にあたっては、国際社会で言及されている「参画する男性」「ケアする男性性」や SOGI・SOGIE の視点、政策過程や政策評価という立場からの言及、さらには地方創生や地域活性化に関する政策との関連について考察する必要があることをまとめた。

キーワード：男性にとっての男女共同参画、男性対象のジェンダー講座、父親支援、男性相談、男性・父親グループ活動支援

1. 問題の所在

この小論の目的は、行政（国や地方自治体）が実施した男性対象のジェンダーに関する取り組みについて概観することで、日本における男性対象のジェンダー政策の現状と課題を検討することにある。男性対象のジェンダー政策とは、行政において行われている男性を対象とする

一連の取り組みのことである。かつて筆者は男性対象のジェンダー政策が必要とされる社会的背景として、第一に、1990年代以降の男性を取り巻く環境、特に労働環境が成果主義へと変化し、それに伴い失業や過労死、また中高年男性の自殺の増加などが問題視されるようになったこと、第二に、1990年代以降、フェミニズムが注目する位相として、女性問題の解決のために男性の生き方、男性性に対するアプローチが必要と考えられるようになったことをあげた(大東 2006 b)。

こうした男性対象のジェンダー政策について、筆者は1990年から2000年代前半の地方自治体での取り組みの状況から、行政が実施したジェンダーに関する取り組みを、①男女共同参画拠点施設の男性の利用促進、②男性対象のジェンダー講座を通じた女性問題や男性問題の理解促進、③男性対象の相談事業にまとめた。またその性格を、女性対象のジェンダー政策が国内外の草の根的な市民運動(ウーマンリブ・第2波フェミニズム)、特に国際的な動きから起こったものに対して、男性対象のジェンダー政策は当初から行政主導的な側面があり、そのため男性が何を求めているのかについての行政側のリサーチ不足や情報の伝え方の問題がある。それは国や地方自治体が定めた「男女共同参画基本計画」において、男性対象のジェンダー政策が「啓発事業」という側面のみで展開されていることにも起因することを検討した(大東 2006 a, 2006 b)⁽¹⁾。

では男性対象のジェンダー政策は現在どのような状況にあるのであろうか。行政が実施した男性対象のジェンダーに関する取り組みをまとめることで、2000年代以降の男性対象のジェンダー政策の変化と課題についてみていきたい。

2. 男女共同参画基本計画での男性対象のジェンダー政策の位置付け

日本の男性対象のジェンダー政策について、筆者は以前、国のこれまでの法律や計画をまとめた(大東 2019)。すなわち、日本ではジェンダー政策は男女共同参画社会を目指す政策として展開されている。男女共同参画社会とは、1999年に成立・施行した「男女共同参画社会基本法」において「男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」と謳われている。

男女共同参画基本法に基づき、国や地方自治体においては男女共同参画に対する計画が制定されさまざまな取り組みが行われている⁽²⁾。国の男女共同参画推進基本計画は1999年に最初の計画がなされ、以下5年ごとに内容が改定され2004年に第二次計画、2009年に第三次計画、2014年に第四次計画が策定されている。男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の形成に当たっての具体的施策の方向を定めている。その中で2010年度からの第三次男女共同参画基本計画において「男性・子どもにとっての男女共同参画」が立てられている(内閣府男女共同参画局 1999, 2004 a, 2004 b, 2009 a, 2009 b, 2009 c, 2014 a, 2014 b)。

第三次男女共同参画基本計画の基本的な方針では、改めて強調している5項目のひとつとして「男性、子どもにとっての男女共同参画」が取り上げられ、次のように書かれている。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である（内閣府男女共同参画局 2009 b）。

こうした観点から、男性に対して男女共同参画に対する理解や啓発を求める第二次男女共同参画基本計画までとは異なり、男性に対する多様な働きかけの重要性が謳われる。実際の施策についても、「基本的な考え方」として「男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする」ことや「男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める」ことが謳われる（内閣府男女共同参画局 2009 b）。

具体的には「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」「企業における男性管理職等の意識啓発」「男女間における暴力の予防啓発の充実」に加え、職場や地域での男性に対する男女共同参画の取り組みとして、「男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善」「男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援」「食育の推進」「男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等」といったさまざまな男性問題に対する取り組みがまとめられている（内閣府男女共同参画局 2009 c）。

したがって、男性対象のジェンダー政策からみて第三次男女共同参画基本計画は、「男性の理解・啓発」にとどまらず、「環境整備」や「関係する取り組みに対する支援」「男性に対する相談体制の充実」など数多くの展開がなされた計画であると言えるであろう⁽³⁾。

3. ポータルサイトから見る「男性対象のジェンダーに関する取り組み」

こうした国の男女共同参画基本計画による男性対象のジェンダー政策において実施されている取り組みにはどのようなものがあるのだろうか。内閣府男女共同参画局のホームページ内に「男性にとっての男女共同参画」というポータルサイトがある。ここから国が実施する取り組みについてみていきたい。このサイトでは、男女共同参画は男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要な課題であり、性別役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働

き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められているとし、男性の立場や視点から男女共同参画の意義や取り組みについて理解を深めていただけるよう情報を発信していくとある（内閣府男女共同参画局 2020）。

このサイト内では「男性にとっての男女共同参画の基礎知識」「男性（キーパーソン）による取り組み事例の紹介」「いくつかのコラム」「シンポジウム開催報告」「地方自治体の取り組み紹介」「調査研究の紹介」が掲載されている。主に 2014 年から 2015 年の事例が紹介されているが、これは前章で述べた第三次男女共同参画基本計画内に「男性にとっての男女共同参画」の項目が掲げられた時期と一致している⁽⁴⁾。

「男性にとっての男女共同参画の基礎知識」では、①男性・女性にとっての仕事と家庭のあり方、②男性にとっての仕事と家事・育児参画、③生きがいのある社会を目指して、の 3 項目について調査データから社会の変化を述べている。

「男性・女性にとっての仕事と家庭のあり方」では、男性も「男性は仕事、女性は家庭」に反対する回答が多くなり、共稼ぎ世帯希望・女性就業継続希望・妻に稼いでほしいという意識が増加しているとある。「男性にとっての仕事と家事・育児参画」では、男性自身も男性が家事・育児参画を行うことは当然であると考えており女性も子供にいい影響を与えと考え、育児休業を取りたいと考えている男性が 3 割を超え増加しているにもかかわらず、男性の労働時間は週 60 時間以上も依然と多く男性が家事育児に使用する時間は限られているとある。「生きがいのある社会を目指して」では男性の地域参画のためには夫婦のコミュニケーションが重要であり、男性自身の抵抗感、労働時間短縮や休暇制度の普及が必要であること、男性が他人に悩みを相談できないこと、男性の自殺の原因として経済面や勤務面での問題があること、夫婦のコミュニケーションが多い男性の方が定年後の楽しみや計画があると回答しているとある。

次にこのサイトでは男性の働き方の見直しや家事・参加を進めるためにキーパーソンの取組事例を紹介する。この取組事例は内閣府主催のワークライフバランスとワークショップによるセミナーの受講者が自身の所属する職場においてどのような取り組みを行ったのかについて紹介している。また「男性にとっての男女共同参画のコラム」では、日常生活などの親しみやすい視点から、男女共同参画の気づきやヒントになる話題を紹介している。

さらに「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」では、2011 年から 2015 年にかけて 7 回行われたシンポジウムを紹介している。シンポジウムのタイトルを列挙すると「これからの組織・地域の経営に必要なこととは？」（第 1 回）、「落語『百年目』と地域に必要な男性像」（第 2 回）、「イクメンってどんな存在？女子会トーク」（第 3 回）、「男と女の家庭内バランス Before After～役割分担の秘訣大公開！～」（第 4 回）、「ワーク・ライフ・バランス Good プラクティス集」（第 5 回）、「講演「笑育、子育てってこんなに楽しい！」パネルディスカッション「上司が変われば、日本の子育てが変わる！～イクボスのすすめ～」」（第 6 回）、「輝こ

う！サルサで楽しむ★男性の家事・育児など！」(第7回)をテーマとして行われている。この内第3回以降はNPO法人ファザーリング・ジャパンが主催する「ファザーリング全国フォーラム」の分科会として開催されている。

さらに「男性にとっての男女共同参画」推進に向けた地方自治体の取り組みとして19の自治体の取り組みが紹介されている。その取り組みには以下のようなキーワードがつけられている。

表1 地方自治体の取り組みのキーワード

父親, 子育て, 地域, カジダン・イクメン, パパ友, Facebook, パパッとクッキング, ランチセミナー, 地域での子育て支援, 仲間づくり, 趣味・技能, 男性講座, 男の料理教室, 子育て支援, 女性視点の参照, 父親, 子育て, 地域参画, 子育て男性, 当事者, 育児, 家事, 地域参画, 連携, 男性講座, 生き方, 仲間づくり, グループ支援, 男女参画, 家事参加, 検定, 家事講座, Facebookでの発信, 男性相談, 男性の意識, 悩み, 語り合い, 男性の家事・地域参画, 交流, 男性相談, 啓発用DVD, 多様な団体との「協働」, ワーク・ライフ・バランス, イクメン, カジダン, ケアメン, イキメン, 地域活動, 社会貢献, ノウハウ伝授, 広範な連携, 家庭生活・地域活動への参画, 男性相談, 交流, 自分らしい生き方, ワーク・ライフ・バランス, 男性相談, 男性の家庭生活・地域活動等への参画, 世代別, NPOとの協働, 男性にとっての男女共同参画, 市民団体との協働, ファッションショー, 夫婦円満, 高齢化社会, 介護, 男性の家事・育児参加, 大学生との連携, 子どもへの意識啓発

このキーワードから行政の取り組みについてまとめてみたい。第一に「父親, 子育て, カジダン・イクメン・ケアメン, イキメン, 家事参加」と言ったワードから, 男性・特に父親の家事・育児・介護・地域活動支援に関する取り組みがあげられる。第二に「仲間づくり, パパ友, 交流, 語り合い, グループ支援」と言ったワードから男性・父親の仲間づくりに関する取り組みがあげられる。第三に「男の生き方, 悩み, 自分らしい生き方」と言ったワードから男性の悩みに関する支援があげられる。こうした取り組みが, 男の料理教室・パパッとクッキング, 家事講座といった男性や子どもに対する世代別の意識啓発のアプローチを含む男性講座を通じて行われ, 女性の視点を参照しながら多様な市民団体やNPO, 大学と協働しつつ行われているようである。

以上から, 内閣府のポータルサイトに見られる男性対象のジェンダーに関する取り組みの特徴としては, 「男性講座」を通じて「男性・特に父親の家事・育児・介護・地域活動支援」「男性相談」「男性・父親グループ活動支援」が行われていることにあるようだ。以下では, それぞれについてこれまでの経緯を振り返りつつ, 先行研究から見ていきたい。

4. 男性対象のジェンダー講座

男性講座とは男性を対象にしたジェンダーに関する講座である。男性学講座や男性セミナーなどの呼び方がなされている。国や地方自治体の男女共同参画センターを中心として数多くの

男性講座が開講されているが、こうした男性対象のジェンダー講座はどのような状況にあるのであろうか。ここでは少し古い論述になるが、伊藤公雄(1997, 2000)が記した論考から見ていきたい。

伊藤は、国立女性教育会館が1996年に行った調査から男性対象のジェンダー講座の実態と課題を述べている。男性対象のジェンダー講座としては1989年から「男性学」を開始した滋賀県立婦人センターや日本青年館の「花婿講座」、東京都杉並区の「Men's 倶楽部」、1990年開始の東京都足立区の「男性改造講座」などがあげられるという。こうした男性対象のジェンダー講座は企画段階でのプログラム作成のむずかしさ、募集方法、開催時間の考慮など様々な工夫が求められているという。それは男性たちが、ジェンダーの問題を「自分たち(男)の問題ではない」と捉えているからであるという。また男性が抱きやすい「男女の特性論」「生物学的性差とジェンダーの混同」、女性の生理的機能を無視した「男女の機械的平等論」などについてうまく伝える必要があると述べる。

それ故、講座の持ち方に工夫が必要であり、〈男らしさ〉の鎧にしばられて他者とコミュニケーションすることが苦手な男性には「男女の役割逆転のロールプレイ」「雑誌のジェンダー分析」「男の自立度チェック表」などを用いたワークショップを設定しての話し合いなどが有意義であると述べ、さらに、料理講座・子育て講座・介護講座など、実体験を通じた意識改革は、男性を対象にした講座においては今後も積極的に取り入れられるべきであろうという。

一方、吉田清彦(2004, 2005, 2020)は多くの男性対象のジェンダー講座を行ってきた実績から、講座の参加者を「マーケット」としてとらえると「男性マーケット」に届く有効な言葉や手法を持っていないことが課題であるという。「参加者が何を求めているのか」と「参加者に情報をいかに届けるのか」として「川上発想」から「川下発想」、すなわち行政が求めることから参加者が求めることを考えるという発想への転換を喚起している(吉田 2004)。

そのための方策として、第一に「ターゲットを絞る」こと。世代間の「ニーズ」の違いを分析し、そのターゲット層が「求めている」ものを企画・提案し、ターゲット層のライフサイクルにあった時期・曜日・時間・回数などを配慮しながら、講座を組み立てていくことが必要であるという。第二に思わず参加したくなるような「面白そう、楽しそう」と「役に立ちそう、なにかが得られそう」な「魅力的なタイトル」を考案し、その講座の「ウリ」を明快に提示することが必要であるという。現在は、「自分さがし支援&参加者交流型」の時代になってきており、講師の話聞くことよりも参加者同士で生活の知恵や知識や情報を交換し仲間づくりを行いたいと思いはじめているという。第三に「広報」の問題がある。情報を男性に「いかに届けるか」ということについては、インターネットも含めてまだまだ工夫の余地がある。「ハローワーク」や「団地の掲示板や回覧板」など、従来のルートとは違った新しい広報ルートの発見・開拓が求められているという(吉田 2005)。

男性対象のジェンダー講座には多くの課題が残されているが、男性が立ち止まり自分の問題

としてジェンダーの問題を考えるチャンスとなっているようである。伊藤や吉田の論考以降、男性対象のジェンダー講座についてあまり論考がないようである。今日における男性対象のジェンダー講座の現状、到達点、課題について振り返ることができる論考を行う必要があると思われる。

5. 父親支援

男性・特に父親の家事・育児・介護・地域活動支援について、ここでは特に、父親支援の現状と課題について政策との関係から見ていきたい。小崎泰弘・増井秀樹(2015)は、国の父親に対する子育て支援の変遷について、1995年の「エンゼルプラン」、2000年の「新エンゼルプラン」、2005年の「子ども子育て応援プラン」、2010年の「子ども・子育てビジョン」という4つのプランの変遷からまとめている。

この4つのプランにおいて父親支援の3つの視点である「父親」「パートナーシップ」「働き方」について具体的な項目を記載からまとめてみると、「父親」に関しては「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」では子育ての主体としての父親が想定されておらず、「父親」が明記されるのは2005年の「子ども子育て応援プラン」からである。全体では「男性の子育て参加の促進」「男性の子育て参加促進に向けた企業における取組の推進」「男性も家庭でしっかりと子供に向き合う時間が持てる」という働き方や家庭生活における父親のあり方について述べられている。この理由として、小崎・増井は少子化の進行が強く社会的に認識され、2003年の「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が制定され、これまで子育て支援の範囲とは考えられていなかった企業や父親が「少子化・子育て支援」の文脈の中に組み込まれたという。つまり父親支援は単に「父親を育児に参加させる」という家庭回帰的な力動が契機ではなく、「少子化対策」における最終的な手段として社会的な要請の中において実施されたと述べる。

それらを加速させる形で2010年の「子ども・子育てビジョン」において、父親支援がより明確に取り扱われることになり、長時間労働が当然とされていた父親の働き方に対して「ワーク・ライフ・バランス」がキーワードとなり、家庭生活と労働関係を同時に巻き込む理念と政策が実施されたという。

こうした父親支援政策の変遷から、父親支援とは子育て支援最大の目的である少子化問題の改善策のひとつであり、女性の社会参画に対する子育ての担い手としての父親支援が必要であるという。それ故父親支援には①父親が子育てについての正しい知識や理解、価値観を得られるように父親をエンパワメントする、②父親が母親とのパートナーシップについて理解し、夫婦ともに子育てができるようにする、③父親が仕事や生活・家庭・地域との良いかかわりができるように、ワークライフバランスを意識した生活者になれるようにする、④父親自身が積極

的に育児や家庭生活の主人公として暮らしていけるように、地域社会の環境に対して関わりやネットワークができるようにする。つまり、「エンパワメント」「パートナーシップ」「ワーク・ライフ・バランス」「ネットワーク」の4つの視点から父親の育児支援を行うことで、父親が積極的に育児の場への参画がなされるという。

こうした父親支援の課題として、父親対象の子育て支援講座や子育てに関する連続性のある講座「パパスクール」が次々と開催されているが、その効果に関する研究はまだ発展段階にあるという。加えて積極的に関わろうとする男性が子育てにおいて抱える悩みを解決する必要があるが、こうした要望に対する具体的支援が施策に追加されることが望ましいという(小崎・増井 2015)。今後、効果的な具体的支援の実践の展開がますます望まれるとともに、父親支援を子育て支援政策だけではなく男女共同参画政策と連携した男性対象のジェンダー政策による取り組みの課題も検討することが必要であると思われる⁽⁵⁾。

6. 男性相談

男性相談については、内閣府男女共同参画局が2014年にまとめた『地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル(改訂版)』を見ていきたい。2010年に閣議決定された国の第三次男女共同参画基本計画において「男性にとっての男女共同参画」が新たな重点分野となり、施策の基本的方向として「男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う」ことが盛り込まれた。ここから男性の意識や生活スタイルの変革に加え、精神的に孤立しやすいと言われる男性が気軽に悩み等を相談できるよう、男性が相談できる体制の整備が必要とされているという。男性に対し、男女共同参画の視点から支援を行うこと、社会全体で「男性も悩みを相談してよい」という意識を共有することで男性が自信を取り戻し、社会に活力が生まれてくる可能性があることを指摘している。そしてこのマニュアルが男性の相談体制に取り組み地方自治体等で活用され、男性が相談出来る窓口が全国に広がり、男女共同参画社会の形成につながることが期待されるという。

このマニュアルでは、男性をめぐる社会的状況として、男性の自殺者数の多さ、孤独感を感じる男性の多さ、男性雇用者に占める非正規雇用者や男性の完全失業率の増大と男性の経済的役割に対する期待とのギャップ、高齢者介護にかかる男性介護者の虐待、配偶者に対する男性のドメスティックバイオレンスの問題があるという。一方、こうした問題を抱える、あるいは引き起こす男性に対して、「男は弱音を吐くべきではない」という意識から問題を抱える男性が相談することができない状況があると述べる。このために、男性が気軽に相談できる専用の相談窓口が必要であり、男性相談を行うことが「男はかくあるべき」という固定的な意識を切り替えるきっかけとなることを期待している。

このマニュアルによれば全国72の地方自治体において、男性相談員が相談に応じる男性相談を行っているという。このマニュアルを作成するために実施された全国の都道府県・政令都市及び男性相談を実施している市町に対するアンケート及びヒアリング調査によれば、男性相談の開設時期は2000年を嚆矢として2006年や2011年が多く、電話相談が90.7%、面接相談が37.2%である。電話相談の実施頻度は月1~2回が多く、相談内容は「夫婦」「子ども・親子」「健康」「仕事」の問題が多い。男性相談業務の問題については「相談件数が少ない」「相談員の育成が難しい」「予算が少ない」という回答が多い。

また配偶者等からの暴力(加害・被害)相談対応について、このマニュアルの別冊が出されている。男性相談窓口には、配偶者等への暴力に関する相談が寄せられる場合があるため、加害男性に対しては加害相談に対する専門的な知識や経験等を有した相談員が対応し、「暴力」に対して毅然と対応すること、被害者保護の徹底、関係職間との連携が求められるという。さらに男性被害者からの相談も目立ってきているが、自分の傷つき(被害者性)を認識するための傾聴等が求められるという(内閣府男女共同参画局2014c, 2014d)。

ここで取り上げたマニュアル以外で男性相談についてまとめられた文献として、濱田智崇・『男』悩みのホットライン(2018)等があるが、行政の関与についてはあまり論考がないようである。今日における男性相談の現状、到達点、課題について振り返ることができる論考が必要とされるであろう。

7. 男性・父親グループ活動支援

行政サービスは住民の自主的な活動を支援(サポート)するものであり、男性対象のジェンダーに関する取り組みだけではなく男女共同参画に関する取り組みにおいても、住民の自主的な活動を支援することが行政の役割の一つと考えられる。かつて筆者は男性運動の団体が活発化したのは行政の働きかけによる面も大きいとまとめたが(大東1999)、こうした意味で男性・父親グループ活動の支援とは、男性自身が自分たちの問題を共有する仲間づくりを行うといった点で、非常に重要であると考えられる。

実際に行政が実施した男性対象のジェンダー講座等により成立した活動として1990年代後半から2000年代前半には「男性グループ」が全国に発足している。例えば、1995年に東京都足立区の男性講座修了者たちが結成した「パスポート」や1996年に福岡市女性センターの男性講座受講生が結成した「男性セミナー自主講座」があるという(大山治彦・大東貢生1999, 多賀太2006)。これは4章で吉田が参加者は講師の話聞くことよりも参加者同士で生活の知恵や知識や情報を交換し仲間づくりを行いたいと思いはじめていると述べていることも関係しているであろう(吉田2005)。

また行政が実施した父親支援に関しても、父親の意識啓発講座やセミナーあるいは父子参加

型のイベント等から、父親である男性たちの自主的な活動グループが形成される可能性がある。しかしながら、清水里美・馬場塚珠生・矢本洋子 (2016) らは、セミナーで知り合った父親同士がその後も関係を継続することがないことから父親同士の支援ネットワークを形成することが難しいという。一方、小・中学校単位での父親連携の動きとして「おやじの会」「父親の会」が活発化している。このことについて、父親への子育て支援では、子育てのノウハウを学ぶ機会を提供するよりも、自由度の高い活動の場を提供することが主体的な参加を促し仲間づくりを気付いていけると指摘している。

他方、男性対象のジェンダー講座や父親支援以外の支援をきっかけとした男性の自主的な活動グループとして、男性相談や男性介護の講座やセミナーをきっかけとしたグループも考えられる。実際に、男性介護においては「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」が2009年に発足し男性介護者と支援者の全国的なネットワークづくりを進め、男性介護者の会や支援活動の交流及び情報交換の促進を図るとともに、総合的な家族介護者支援についての調査研究や政策提言を行っている（男性介護者と支援者の全国ネットワーク 2020）。このネットワークを結成した一人である津止正敏は「ケアメン・コミュニティ」としてケアする男性の課題を提起している（津止 2016）。

ただ、行政による男性・父親グループ活動の支援についてどのようなことが実施されているのかについては、2000年代後半以降あまり明らかになっていないようである。さらに父親支援や男性介護者によるグループ形成がどの程度、男性対象のジェンダーの学びと結びついているのかについては、今後の課題となるであろう。それ故、男性・父親グループ活動支援についても現状、到達点、課題について振り返ることができればと思われる。

8. 結びに代えて

これまで、日本の男性対象のジェンダー政策について「計画上の位置付け」「男性対象のジェンダー講座」「父親支援」「男性相談」「男性・父親グループ活動支援」について見てきた。日本の男性対象のジェンダー政策はまとめると、第三次男女共同参画基本計画において「男性にとっての男女共同参画」が施策の方向としてたてられたことで、より広範に認知され政策展開されたのではないかと推測される。男性対象のジェンダー講座では多くの課題が残されているが、男性が立ち止まって自分の問題としてジェンダーの問題を考えるチャンスとなっているようである。父親支援においては「エンパワメント」「パートナーシップ」「ワーク・ライフ・バランス」「ネットワーク」の4つの視点が必要であるが、こうした支援の効果を見ていくことが課題である。男性相談においては男性の意識や生活スタイルの変革に加え、精神的に孤立しやすと言われる男性が気軽に悩み等が相談できるよう、男性が相談できる体制の整備が必要とされているがその効果を検証することが必要である。最後に行政による男性・父親グルー

ブ活動の支援についても今日どのような取り組みが実施されているのか、またその効果を検証していくことが必要となるようである。

第四次男女共同参画基本計画では施策の方向ではなくなってしまったが、「男性にとっての男女共同参画」の意義が否定されたわけではなく、前述のほとんどの取り組みは継続・発展しているようである。こうした男性対象のジェンダー政策の効果的な運用を考える意味でも、様々に行われている取り組みの効果を検証するような論考を行う必要があるであろう。

こうした検証について検討するためにいくつかの視点を述べておきたい。ジェンダーの領域でいえば、多賀はこれからの男性の方向性として「女性の地位向上の支援」と「悩める男性への支援」をあげている(多賀 2006)。これは国際社会における男性対象のジェンダー政策の流れである「参画する男性」と「ケアする男性性」とに対応している(伊藤 2018, 多賀 2019)。さらに多賀が座長を務めた笹川平和財団による調査研究においても男性の変化のための3つのキーワードとして「シェア (share)」「ケア (care)」「フェア (fair)」を取り上げている(公益財団法人笹川平和財団 2019)。第7章において津止の「ケアメン・コミュニティ」としてケアする男性の課題を取り上げたが、「参画する男性」や「ケアする男性性」についての行政による支援もまた必要とされるであろう⁽⁶⁾。

またこれまでの男性対象のジェンダー政策やその取り組みは、性別役割分担意識の解消を狙い、父親の家事・育児・介護・地域活動支援やDV加害者としての男性相談等に重点が置かれがちであった。これは SOGI・SOGIE という観点からすれば、異性愛でシスジェンダーの男性への取り組みに重点が置かれていたとも言えるであろう。性的少数男性の問題を含めた取り組みや支援のあり方が一層求められると考えられる。

さらに政策決定の領域からでは、筆者は男女共同参画政策も政策の一つとして政策過程や政策評価という立場からの言及や地方創生、地域活性化に関する政策との関連について考察する必要があるとまとめた(大東 2019)。男性対象のジェンダー政策は優先されるべき女性対象のジェンダー政策の補助的な政策である。国際連合の持続可能な開発目標 (SDGs) のひとつである「ジェンダー平等の実現」に向けてより一層のコストと利益の観点から、こうした政策研究としての男性対象のジェンダー政策の研究が今後必要とされるであろう⁽⁷⁾。

【註】

- (1) 男性対象のジェンダー政策の行政主導的な側面については、筆者は1990年代までの動向として、地方自治体でのジェンダー政策の変化について女性運動及び男性運動との関係からまとめ、女性運動が時流の問題に敏感に反応し地方自治体の政策決定に影響を与えているのに対して、男性運動はほとんど影響を与えておらず、男性運動の団体が活発化したのは行政の働きかけによる面も大きいとまとめた(大東 1999)。
- (2) 地方自治体においても都道府県、市区町村ごとにさまざまな男女共同参画計画・プランが立てられている。こうした計画やプランの中での男性対象のジェンダー政策の位置付けや実際に実施されている取り組みを網羅的に検討することも今後考えていきたい(大東貢生・木脇奈智子・新矢昌昭・

日本における男性対象のジェンダー政策の可能性 (1) (大東貢生)

富川拓 2015, 2016, 2017, 2018, 富川拓・木脇奈智子・大東貢生・新矢昌昭 2016 a, 2016 b, 富川拓・新矢昌昭・木脇奈智子・大東貢生 2019)。

- (3) 2010年度からの第三次男女共同参画基本計画で施策の方向として立てられた「男性にとっての男女共同参画」は、2015年度からの第四次男女共同参画基本計画では削除されてしまう(内閣府男女共同参画局 2014 a, 2014 b)。その理由のひとつとして筆者は2013年から続く「女性活躍推進政策」と関係しているとまとめた。女性活躍推進政策は安倍政権の成長戦略の一環として女性を一番活かされていない人的資源として考えられていること、すなわち女性の活躍は人口減少社会における労働力確保の一環であり、女性活躍推進政策は「社会政策」としてではなく「経済政策」として打ち出されている。第四次男女共同参画基本計画が制定された2014年は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定された年でもある。女性の雇用増加・労働力としての女性増加という観点からの「女性活躍推進法」制定と、さまざまな女性の活動を推進する方向性を発展させた「第四次男女共同参画基本計画」の策定が並立している。つまり「女性活躍推進」が前面に出ることで、「男性にとっての男女共同参画」が、「女性活躍のための背景」に後退することにつながったと考えられる(大東 2016)。
- (4) その後サイトの更新があまりなされていないことから、第三次男女共同参画基本計画での「男性にとっての男女共同参画」が第四次男女共同参画基本計画での「女性活躍のための背景」に後退していることを暗示しているであろう。
- (5) いくつかの市の審議会メンバーを務めた私見として、男女共同参画基本計画と他の計画、例えばここで取り上げた子ども・子育て・少子化に関する計画だけではなく、高齢者・介護に関する計画、障がい者に関する計画、人権に関する計画、さらには当該の市の総合基本計画との関係は、相互に関連した領域があり連携が必要とされ、実際の計画や取り組みにも重複した内容が掲載されている。しかしながら、当該担当部局から審議会資料として提出された実績報告では、当該の取り組みが男女共同参画の推進にどのように寄与したのかについて不明であることが少なからずみられる。計画をまたぐ取り組みについては、当該の部局の所管する計画での評価だけではなく、男女共同参画基本計画についての評価も併せてなされるように、部局間の調整が必要であると思われる。
- (6) 筆者は以前「参画する男性」と「ケアする男性性」において新しい男性運動としての「ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」や「ファザーリング・ジャパン」と国や地方自治体との連携による可能性を指摘した(大東 2019)。この流れとして第3章で述べた国と「ファザーリング・ジャパン」が主催するイベントとの連携がある。なお、こうした流れからは、「参画する男性」や「ケアする男性性」を支援する、言わばジェンダー・ソーシャルワークといった制度的枠組みが必要とされているのかもしれない。
- (7) 加えて他の人権政策におけるマジョリティに対する取り組みについての比較も、男性対象のジェンダー政策のために必要であるかもしれない。男性をジェンダーに関する権力者として捉えれば、男性と女性の枠組みは、例えば健常者と障がい者、日本人と外国人、異性愛者と同性愛者等、障がい者・民族・同性愛・部落差別の構造とどのように関係しているのか、すなわちインターセクショナルリティの問題としてそれぞれの政策や具体的な取り組みは、男性対象のジェンダー政策や取り組みにどのように参照できるのかについても考える必要があると思われる。

〔文献〕

男性介護者と支援者の全国ネットワーク, 2020, 「男性介護ネットとは」(<https://dansei-kaigo.jp/aboutus/>, 2020. 4. 30.)

濱田智崇・『男』悩みのホットライン編, 2018, 『男性は何をどう悩むのか 男性専用相談窓口からみる心理と支援』, ミネルヴァ書房.

伊藤公雄, 1997, 「男性対象のジェンダー講座の現状と課題」『国立婦人教育会館研究紀要』77-88.

- , 2000, 「男性対象のジェンダー講座の可能性」『月刊社会教育』44(3), 13-19.
- , 2018, 「剝奪(感)の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって」『日本労働研究雑誌』60(10), 63-76.
- 公益財団法人笹川平和財団, 2019, 『新しい男性の役割に関する調査報告書-男女共同参画(ジェンダー平等)社会に向けて-』.
- 小崎泰弘・増井秀樹, 2015, 「子育てにおける父親支援の移り変わりとその意義-少子化社会におけるプランの変遷-」『生活文化研究』, 1-11.
- 内閣府男女共同参画局, 1999, 「男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/1st/index.html, 2019. 5. 1.).
- , 2004 a, 「男女共同参画基本計画(第二次)」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/honbun.html, 2019. 5. 1.).
- , 2004 b, 「男女共同参画基本計画(第二次)ポイント」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/point.pdf, 2019. 5. 1.).
- , 2009 a, 「第三次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html, 2019. 5. 1.).
- , 2009 b, 「第1部 基本的な方針」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-03.pdf, 2019. 5. 1.).
- , 2009 c, 「第3分野 男性, 子どもにとっての男女共同参画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-06.pdf, 2019. 5. 1.).
- , 2014 a, 「第四次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html, 2019. 5. 1.).
- , 2014 b, 「第1部 基本的な方針」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/kihon_houshin.pdf, 2019. 5. 1.).
- , 2014 c, 『地方自治体等における男性に対する相談整備マニュアル(改訂版)』.
- , 2014 d, 『地方自治体等における男性に対する相談整備マニュアル(別冊)』.
- , 2020, 「男性にとっての男女共同参画」
(http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/index.html, 2020. 3. 20.)
- 大東貢生, 1999, 「地方行政にみるジェンダー施策-大阪府を事例として」『佛大社会学』(23), 102-118.
- , 2006 a, 「地方自治体の男女共同参画政策」, 青木康容編『地方自治の社会学-市民主体の「公共性」構築をめざして-』佛敎大学通信教育部, 58-72.
- , 2006 b, 「あいまいな「男性施策」」, 青木康容編『変動期社会の地方自治』ナカニシヤ出版, 198-212.
- , 2016, 「女性活躍推進政策の展開と課題」『佛敎大学総合研究所紀要』(23), 31-45.
- , 2019, 「日本における男性運動と男性対象のジェンダー政策の可能性-メンズリブを中心に-」『佛敎大学社会学部論集』(69), 1-16.
- 大東貢生・木脇奈智子・新矢昌昭・富川拓, 2015, 「日本における男女共同参画社会の展開(1)-A市における女性の働きやすさ調査から-」『佛敎大学社会学部論集』(61), 77-85.
- , 2016, 「日本における男女共同参画社会の展開(2)-A市における意識調査の分析から-」『佛敎大学社会学部論集』(63), 37-54.
- , 2017, 「日本における男女共同参画社会の展開(3)-A市における事業所調査の分析から-」『佛敎大学社会学部論集』(64), 67-81.
- , 2018, 「日本における男女共同参画社会の展開(6)-A市における「女性の働きやすさ指標」の分析から-」『佛敎大学社会学部論集』(67) 47-63.

日本における男性対象のジェンダー政策の可能性 (1) (大東貢生)

- 大山治彦・大東貢生, 1999 「日本の男性運動のあゆみ (1) 〈メンズリブ〉の誕生」『日本ジェンダー研究』(2), 43-55.
- 清水里美・馬場塚珠生・矢本洋子, 2016, 「子育て支援プロジェクトにおける父親グループの特徴と活動内容との関連」『平安女学院大学研究年報』(17), 59-69.
- 多賀太, 2006, 『男らしさの社会学』世界思想社.
- , 2018, 「国際社会における男性ジェンダー政策の展開-「ケアする男性性」と「参画する男性性」-」『人権問題研究室紀要』(76), 57-83.
- 富川拓・木脇奈智子・大東貢生・新矢昌昭, 2016 a 「日本における男女共同参画社会の展開 (4) - 彦根市における男女共同参画政策の変遷 -」『佛大社会学』(41), 43-48.
- , 2016 b 「日本における男女共同参画社会の展開 (5) - 米原市における男女共同参画政策の変遷 -」『聖泉論叢』(24), 59-64.
- 富川拓・新矢昌昭・木脇奈智子・大東貢生, 2019, 「日本における男女共同参画社会の展開 (7) - 愛荘町における男女共同参画政策の変遷 -」『佛大社会学』(43), 58-62.
- 津止正敏, 2016, 「「ケアメン・コミュニティのマネジメント」刊行にあたって」『インクルーシブ社会研究』, 1-2.
- 吉田清彦, 2004, 「男たちは何を求めているのか〜人の集まる男性講座のつくり方〜」『男のフェスティバル 2004 IN KAGAWA 分科会資料』.
- , 2005, 「分科会報告 男たちは何を求めているのか〜人の集まる男性講座のつくり方〜」『メンズネットワーク』(73・74), 3-4.
- , 2020, 「講座企画塾 吉田清彦 official ホームページ 男女共同参画・男性講座・男の生き方セミナー」(<http://ptokei.net/mens/men.html>, 2020. 3. 20.)

〔付記〕

この小論は、科学研究費助成事業（18H00937, 18K11911, 18K11908）及び令和元年度佛教大学個人研究助成による研究成果の一部である。

（おおつか たかお 現代社会学科）
2020年5月7日受理